

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童福祉法による療育の給付に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、児童福祉法による療育の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県知事

## 公表日

令和7年12月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による療育の給付に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、病院に入院させて療育の給付を行うことができる。 申請があつた場合、保健所において申請書を受理し、申請書類に不備がないか確認を行い、本庁に進達する。 進達を受けた本庁は、給付決定を行い、保健所を経由して申請者に通知する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①療育の給付に関する事務(法第20条) ②療育の給付にかかる費用の徴収に関する事務(法第56条第2項)</p>
③システムの名称	結核児童療養給付台帳(Excel)、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
結核児童療養給付台帳(Excel) ※予定	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項 [情報提供] 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部こども未来課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2672)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ <input type="checkbox"/> ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人未満(任意実施) ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、事務に必要な情報が取得されることを防ぐため、申請書様式は、手続きに必要な項目のみを定め、その他の項目は含めていない。

## 9. 監査

[  実施の有無 ] [  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、事務に必要な情報が取得されることを防ぐため、申請書様式は、手続きに必要な項目のみを定め、その他の項目は含めていない。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署 大分県福祉保健部健康対策課 ②所属長 健康対策課長 藤内 修二	①部署 大分県福祉保健部健康づくり支援課 ②所属長 健康づくり支援課長 藤内 修二	事後	組織再編
令和1年6月25日			新様式への記載		
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の7の2 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の8の2 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第18項及び第5条第17項	削除	事後	
令和5年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月30日	I-5-①部署 I-5-②所属長の役職名	①部署 大分県福祉保健部健康づくり支援課 ②所属長の役職名 健康づくり支援課長	①部署 大分県福祉保健部こども未来課 ②所属長の役職名 課長	事後	
令和5年5月30日	I-8 連絡先	大分県福祉保健部健康づくり支援課	大分県福祉保健部こども未来課	事後	
令和5年5月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月30日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月30日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和7年12月26日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の7の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表8の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I-4-②法令上の根拠	<p>〔情報照会〕            ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の16の項            ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第12条</p> <p>〔情報提供〕            ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項、87の項            ○別表第二主務省令 第19条、第44条</p>	<p>〔情報照会〕            ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項</p> <p>〔情報提供〕            ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、125の項、161の項</p>	事後	
令和7年12月26日	IV-8. 人手を介在させる作業		新様式への記載	事後	
令和7年12月26日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への記載	事後	